

社会福祉法人青森県社会福祉協議会第二次活動指針（案）の概要

平成 26 年 12 月 9 日 社会福祉
法 人 青森県社会福祉協議会

1 策定の趣旨

青森県社会福祉協議会（以下、「県社協」とします）では、青森県の地域福祉を推進するにあたり、県社協自らの固有の存在意義、役割や方向性を明らかにし、必要な組織体制を確立するとともに、より効果的な業務遂行を目指し、平成 17 年 3 月に「青森県社会福祉協議会活動指針（以下、「第一次活動指針」とします）を策定し、平成 27 年 3 月までの 10 年間の事業推進の基盤としてきました。

この間、青森県では、地域が抱える福祉課題の複雑化、多様化の進行や、東日本大震災の発生等により、新たに取り組むべき課題も発生しています。

こうした青森県の福祉の現状を捉え、県社協の現在の存在意義や果たすべき役割を改めて明らかにし、今後 10 年間に県社協が取り組む方向性を定めるため「青森県社会福祉協議会第二次活動指針（案）」（以下、「第二次活動指針」とします）を策定しました。

2 第二次活動指針の構成について

この第二次活動指針は以下の章立てで構成しています。

- 第 1 章 活動指針の策定にあたって
- 第 2 章 現状認識と県社協の役割
- 第 3 章 基本理念と基本目標
- 第 4 章 推進項目と推進方策
- 第 5 章 実施計画

3 基本理念について

『住民が支えあい、だれもがその人らしく健やかで安心して暮らせる福祉社会』の実現を目指します。

県社協では、自らの固有の存在意義、役割や方向性を明らかにし、県民のニーズに基づいた地域福祉を推進するため平成 17 年に第一次活動指針を策定し、その際に上記の基本理念を策定しました。

この基本理念には、社会福祉法の目的である地域福祉の推進と福祉サービスの利用者の利益保護の実現が反映されており、「ノーマライゼーションの理念」と「ソーシャルインクルージョンの理念」のもと、住民の誰もが個人として尊重され、家庭や地域の中で、互いに支え合い、自立した生活が送れる「福祉社会」の実現を目指すという思いを込めました。

県社協はこの思いを忘れず、あらゆる活動の基礎としながら引き続き青森県の地域福祉の推進に努めていく必要があるという考えから、平成 27 年度から平成 36 年度の 10 年間においても、同じ基本理念を掲げることとしました。

4 基本目標について

上記の基本理念に基づいて、平成 27 年度から平成 36 年度の 10 年間に県社協が取り組む 4 項目の基本目標を策定しました。

基本目標 1 誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進

基本理念にある「住民が支えあい、だれもがその人らしく健やかで安心して暮らせる福祉社会」を実現するため、市町村社協や民生委員・児童委員、ボランティア団体の活動への支援をとおして、地域住民が相互に協力し、自主的、主体的活動することを推進するとともに、誰もが安心して暮らせるよう、各種事業の実施により県内のセーフティネット機能を充実していきます。

基本目標 2 福祉サービスの利用者と事業者の支援

年齢や障がいに関わらずその人らしく暮らすことを支えるため、福祉サービス利用者に対し、日常生活自立支援事業の運営や苦情快活事業の運営によりサービスの適正な利用を支援します。また、福祉サービスの第三者評価や経営相談の実施、研修会の開催等により福祉サービス事業者を支援し、サービスの質の向上を図ります。

基本目標 3 福祉を担う人材の確保と養成

基本理念にある福祉社会の実現を目指すうえで、その担い手となる人材を養成、確保するため、福祉専門職の無料職業紹介事業や県民に対する介護知識、技術の普及啓発に取り組むとともに、共済制度の運営、福利厚生の実施等で福祉の職場の環境整備を進め、人材の定着を図ります。

基本目標 4 組織・機能の強化と発展

各種事業や取り組みを継続的に運営できるよう、安定した運営基盤の整備に取り組めます。また、県内の福祉団体、関係機関との連携を強化して、県内の地域福祉を推進する中核団体としての県社協の機能を強化、発展していきます。

5 推進項目、推進方策、実施計画の位置付け

4 項目の基本目標を達成するための県社協の具体的な活動計画として、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 か年に取り組む 21 の推進項目と 56 の推進方策、150 の実施計画を策定しました。推進項目、推進方策、実施計画は今後の社会情勢の変化等に対応し、必要に応じて見直します。

6 平成 27 年度から平成 31 年度の強化テーマについて

第二次活動指針で策定した上記の基本理念、基本目標のもと、推進項目、推進方策、実施計画に沿って具体的な活動を進めるにあたり、平成 27 年度から平成 31 年度までの 3 つの強化テーマを定めました。この 5 か年は各事業を実施するにあたり、特に下記の 3 項目に意識的に取り組みます。

I 人を活かす地域づくり

地域福祉の推進にあたっては、その担い手である住民が福祉への理解と関心を持ち、自主的・主体的に地域福祉活動に関わることが不可欠です。

県社協では各事業を実施するにあたり、年齢や障がいの有無に関わらず、すべての住民が自立し、支えあい、それぞれの能力を活かして社会に参加できるような人を活かす地域づくりを目指します。

【主な取り組み】

- 福祉安心電話サービス事業の維持と拡充
- 県民向け介護知識及び技術の向上
- 福祉・介護人材の確保とマッチングの強化

II 災害に強い地域づくり

東日本大震災の発生や台風、豪雨による被害など、近年、青森県では大規模な災害が発生しています。少子高齢社会が進む青森県では、大規模な災害が発生した際に自力で避難することや、避難生活を送ることが難しい方も増えています。

県社協では、健やかで安心して暮らせる福祉社会の実現に向け、災害発生時にも住民が支え合えるような災害に強い地域づくりを支援します。

【主な取り組み】

- 県ボランティアセンター・市民活動センター機能の発揮
- 経営改善事業の実施
- 災害時等における緊急対応の強化

III ひとりひとりを支える地域づくり

近年、虐待や孤立死、ひきこもり、貧困など、地域が抱える課題は複雑化、多様化しており、制度の狭間にあって既存のサービスでは支援できない方も増えてきています。

県社協では、だれもが住み慣れた地域でその人らしい生活が送れるよう、住民ひとりひとりを支える地域づくりに努めます。

【主な取り組み】

- 生活困窮者自立支援事業の展開
- 生活福祉資金貸付事業の適切な運営
- 地域生活定着支援センター事業の実施
- 被保護者の居場所づくりに係る調査研究
- 障害者権利擁護センター運営事業等の実施